

○財務省告示第四百四十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年四月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年五月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百三十九回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する
法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適用等
四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

六

イ

発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 発 競
行 争 額 行 争

ロ

ハ

争 非 者 特 国
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 I 加 場

額 面 金額で二兆四千九百十一億
円うち、財政法第四条第一項の規
定に基づき発行した利付国債に
ついては、額は千三百八十五万
円、財政運
営に必要なる財源の確保を図るた
めの公債の発行の特例に関する
法律第二条第一項の規定に基づ
き発行した利付国債については、
額面金額で九千百九十六億八千
七百二十万圓（平成二十六年
予算分）、特別会計に関する法律
第四十六条第一項の規定に基づ
き発行した利付国債については
は、額面金額で一兆四千七百三
十四億四千六百五十五万圓、同法
第六十二条第一項の規定に基づ
き発行した利付国債については
は、額面金額で七百九十九億七
千二百八十万圓
特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債について、額は
十二億七千万圓
特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債について、額は
二千六百四十万圓
特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債について、額は
二千六百四十万圓

十 十 十
七 六 五

十
四

十 十
三 二

ロ イ

払元償償
場利還還
所金金期
支額限

後第
の二
利期
子以

初利入価・別債行争非者特国札非入価
期札格第参市及入価・別債発競札格
利発競II加場び札格第参市行争発競
子率行争非者特国発競I加場、入行争

日額平利てを毎
本面成子、支年
銀行額二十八年四
百八十八年四十五
円に四月十五
つき十月十五日
百五日
円日
属すお
るい日

規下は期た期平年
定、、が金と成○
す次、その銀額し、一
る号のの行を、十
期及翌行支次六
日に第営業日た算の
つ十五日にに当たし、
いて号に支払う、算
同におう、算
じ。い、
。て以

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

厘額上額
面の金
額れ百
百ぞ百
円れの円
にのにつ
つき募き
百価百
円格円
三三
銭銭
四以

十九 十八

払込期日 者 入札参加

平成二十六年四月十五日 財務大臣から通知を受けた者